

主に個人の方向け

| | 支援策および主な概要 | 問い合わせ先 |
|----|--|--|
| 給付 | 特別定額給付金 基準日(令和2年4月27日)において、当町の住民基本台帳に記録されている方を対象に、一人当たり 10万円 の給付を行います。 申請期限:令和2年8月14日(金)(消印有効) | 役場企画課(特別定額給付金担当) ☎68-2211(内線502) |
| | 子育て世帯への臨時特別給付金 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者の方に、対象となる児童一人につき 1万円 の臨時特別給付を行います。 | 役場子育て支援課 子ども福祉係 ☎68-2211(内線144) |
| | 子育て世帯緊急支援給付金【町独自支援】 国の子育て世帯への臨時特別給付金とは別に、令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者の方に、対象となる児童一人につき 1万円 の緊急支援給付を行います。 | 役場子育て支援課 子ども福祉係 ☎68-2211(内線144) |
| | ひとり親世帯緊急支援給付金【町独自支援】 令和2年4月分(3月分を含む)の児童扶養手当(全額停止者を除く)の受給者の方に、対象となる児童一人につき 1万円 の緊急支援給付を行います。 | 役場子育て支援課 子ども福祉係 ☎68-2211(内線144) |
| | 住居確保給付金(家賃) 休業などに伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。 | 県南県民センター 県民福祉課 地域福祉室 ☎029-822-7241 |
| | 傷病手当金の支給(国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者) 新型コロナウイルス感染症に感染し(または感染の疑いのある)、その療養のため仕事を休んでる方々に傷病手当金を支給する場合があります。 | 役場保険年金課☎68-2211 国民健康保険係(内線173) 後期医療係(内線178) |
| 貸付 | 緊急小口資金・総合支援資金(生活費) 休業や失業などにより、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用などの貸付を行います。 | 利根町社会福祉協議会 ☎68-7771 |
| 相談 | 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度および介護保険の保険料(税)の減免など 一定程度収入が下がった方などに対しては、国民健康保険※①、国民年金、後期高齢者医療制度※②および介護保険の保険料(税)※③の減免や徴収猶予などが認められる場合があります。 ※①7月発送の納税通知書 ※②7月発送の新しい保険証 ※③8月発送の納入通知書 それぞれに「減免についてのお知らせ」を同封します。 | 役場☎68-2211 国民健康保険係(内線172) 国民年金係(内線176) 後期医療係(内線178) 高齢介護係(内線123) 土浦年金事務所☎029-825-1170 |
| | 町税の徴収猶予の特例 令和2年2月以降で、1カ月以上の任意の期間における収入が前年同期と比べ、おおむね20%以上減少している方(法人含む)に対し、最長を1年間とした徴収猶予の特例制度があります。 | 役場税務課 収納係 ☎68-2211(内線210) |
| | 公共料金の支払い猶予(電気・ガス・電話・NHK・水道料金など) 休業などに伴う収入減少により、一時的に支払いが困難な方に対し、支払いの猶予があります。 | 詳細につきましては、各契約先へお問い合わせください。 |

主に事業者の方向け

| | 支援策および主な概要 | 問い合わせ先 |
|-------|---|--|
| 給付・助成 | 利根町小規模事業者緊急経営支援助成金【町独自支援】 前年同月の売上が20%以上減少している町内飲食店・飲食料点小売店に 30万円 を助成します。 | 役場経済課 商工観光振興係 ☎68-2211(内線441・440) |
| | 利根町中小企業者等経営支援助成金【町独自支援】 前年同月の売上が20%以上減少している町内の中小企業者などに助成金を支給します。(法人: 30万円 、個人事業主: 20万円) ※詳しくはP10~11をご参照ください。 | 役場経済課 商工観光振興係 ☎68-2211(内線441・440) |
| | 家賃支援給付金 5月~12月において以下のいずれかに該当する中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者などに給付金を支給します。 ①いずれかの1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減少 ※申請時の直近の支払家賃に基づき算出される 月額6カ月分 を支給します。 | ※申請窓口、申請方法などについては、決定次第、経済産業省ホームページで公表されます。 |
| | 持続化給付金 前年比の売上が50%以上減少している中小企業者に給付金を支給します。(法人: 最大200万円 、個人事業主: 最大100万円) | 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 ☎03-6831-0613(IP専用) |
| | 小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け) 小学校などが臨時休業した場合などに、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。 | 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999 午前9時~午後9時(土・日曜日、祝日を含む) |
| 融資 | 雇用調整助成金 事業縮小を余儀なくされた事業主が雇用維持を図った場合に休業手当などの一部を助成します。 | ハローワーク龍ヶ崎 ☎0297-60-2727 |
| 相談 | 茨城県中小企業事業継続応援貸付金 売上が50%以上減少しており、公的融資や民間金融機関からの借入れが困難な事業者向け融資。3年間無利子・無担保。上限200万円。 | 利根町商工会 ☎68-7417 |
| | 新型コロナウイルス感染症対策融資 売上が5%以上減少した事業者向け融資。条件により国・県による利子補給・信用保証料補助。 | 利根町商工会 ☎68-7417 |
| | 利根町茨城県パワーアップ融資信用保証料補助金【町独自支援】 茨城県パワーアップ融資の信用保証料を上限10万円まで補助します。 | 役場経済課 商工観光振興係 ☎68-2211(内線441・440) |
| 相談 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 信用力や担保によらず一律金利。融資後3年間国による利子補給あり。 | 日本政策金融公庫 土浦支店 ☎029-822-4141 |
| | セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証 売上が減少した事業者が融資を受ける際、町からセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けることにより、一般保証とは別枠で最大100%の信用保証が受けられます。 | 役場経済課 商工観光振興係 68-2211(内線441・440) |
| | 国税、県税、町税の徴収猶予の特例 令和2年2月以降で、1カ月以上の任意の期間における収入が前年同期と比べ、おおむね20%以上減少している方(法人含む)に対し、最長を1年間とした徴収猶予の特例制度があります。 | 国税局猶予相談センター 関東信越国税局 ☎048-615-3007 土浦県税事務所 ☎029-822-7205・7208・7230 役場税務課 収納係 ☎68-2211(内線210) |